

広島市水道局ホームページシステム開発及び保守・運用等業務

公募型プロポーザル説明書

広島市水道局

広島市水道局ホームページシステム開発及び保守・運用等業務に係る  
公募型プロポーザル説明書

1 業務名

広島市水道局ホームページシステム開発及び保守・運用等業務

2 業務概要

(1) 業務の内容

別紙「広島市水道局ホームページシステム開発及び保守・運用等業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

(3) 概算事業費

本業務に係る費用は20,972,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

(年度別内訳)

令和3年度：10,007,000円

令和4年度：2,263,000円

令和5年度：2,263,000円

令和6年度：2,263,000円

令和7年度：2,263,000円

令和8年度：1,913,000円

(4) 事業担当課

広島市水道局企画総務課(広報広聴係)

〒730-0011 広島市中区基町9番32号(広島市水道局基町庁舎8階)

電話 082-511-6808

FAX 082-221-5320

電子メール [w-soumu@city.hiroshima.lg.jp](mailto:w-soumu@city.hiroshima.lg.jp)

3 全体スケジュール

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| (1) 公示日            | 令和3年4月 1日(木)    |
| (2) 参加資格確認申請書の提出期限 | 令和3年4月 8日(木)    |
| (3) 質問書受付期限        | 令和3年4月21日(水)    |
| (4) 質問に対する回答閲覧期限   | 令和3年4月28日(水)    |
| (5) 企画提案書等の提出期限    | 令和3年5月 6日(木)    |
| (6) プロポーザル審査委員会の開催 | 令和3年5月17日(月) 予定 |
| (7) 受託候補者の特定       | 令和3年5月27日(木) 予定 |
| (8) 契約締結の日         | 令和3年6月上旬 予定     |

#### 4 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4及び広島市水道局契約規程(昭和39年4月1日規程第8号)第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理(コンピュータ関連)」に登録されている者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 業務を受注したならば、業務を履行するために必要な物品等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。

#### 5 参加資格確認申請書の提出

##### (1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1-1) 1部

イ 前記4(4)が確認できる書類

(ア) 広島市税の納税証明書(写し)

「令和〇年〇月〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写し(証明年月日が公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出日から3か月前以降のものに限る。)。ただし、広島市に納税義務のない場合、「申立書(応募資格確認用)」(様式1-2)を提出すること。

※ 納税証明書の請求方法の確認、請求書(様式)のダウンロードは、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)から、「くらし・手続き」→「税金」→「市税の証明書」で可能。

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)の写し。〔電子納税証明書は不可〕(証明年月日が公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出日から3か月前以降のものに限る。)

##### (2) 提出期間

公示日から令和3年4月8日(木)までの午前8時30分から午後5時まで(広島市の休日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)を除く。)

##### (3) 提出場所

前記2(4)の事業担当課

##### (4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(5) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 参加資格確認結果の通知

公募型プロポーザル参加資格確認申請書の受理、審査後、参加申請者に速やかに書面にて通知する。

## 6 質問の受付及び回答

(1) 仕様書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和3年4月21日（水）までの午前8時30分から午後5時まで（広島市の休日を除く。）

イ 受付場所

前記2(4)の事業担当課

ウ 受付方法

質問書（様式2）に記入の上、持参、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内（広島市の休日は含まない。）に質問者に直接回答する。また、前記2(4)の事業担当課において、令和3年4月28日（水）までの広島市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで閲覧に供するとともに、広島市水道局のホームページに掲載する。

なお、お客さまが一般的に知り得る事実の確認や、事務手続に関する確認のための質問については、事業担当課の判断により質問者に個別に回答する。

## 7 企画提案書等の提出

参加者は次のとおり企画提案書等を提出する。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 企画提案書は、正確な評価を行うために、「受託候補者特定基準」の項目順にまとめ、表紙、目次及びページ番号を付けること。

(イ) 企画提案書は、日本産業規格A4版縦置き、横書き、両面印刷、左綴り、本文のフォントサイズは11ポイント程度以上とし、表紙、裏表紙、目次を除き30枚以内とすること。

資料等のためA3版を使用する場合は片面印刷、折綴りとすること。

イ ホームページコンテンツ管理システム機能要件確認書

仕様書別紙1「ホームページコンテンツ管理システム機能要件確認書」の各項目について、「要件への対応」の該当する欄に○を記入するとともに、必要に応じ備考欄に記入すること。

(2) 提出部数等

ア 正本各1部、副本各11部を提出すること。

副本については、提案者が特定されないよう社名を記載しないこと。また、提案者の企業ロゴ等、提案者の社名を連想させるものについても記載しないこと。

- イ 提案数は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は、失格とする。
- ウ 企画提案書等提出後の訂正及び差替え並びに追加（説明用資料を含む。）を認めない。
- エ 企画提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限

令和3年5月6日（木）午後5時まで

イ 提出場所

前記2(4)の事業担当課

ウ 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）又は宅配便（宅配便による場合は、送り状の写しを電子メール又はFAXによって提出場所に送付し、到達していることを電話により速やかに確認すること。提出場所において宅配便を受領した時には電話により提案者に報告する。）

なお、いずれの方法によっても提出期限までに必着のこと。

## 8 審査

(1) 審査方法

提案内容のヒアリング（非公開）を実施し、広島市水道局ホームページシステム開発及び保守・運用等業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、「受託候補者特定基準」に基づき、公平、公正及び客観的に審査・評価を行う。

(2) ヒアリングの実施

ア 日時

令和3年5月17日（月）予定

実施時間は、別途通知する。

イ 場所

広島市水道局基町庁舎内（広島市中区基町9番32号）

ウ 所要時間

1者当たり60分（説明40分、質疑応答20分）程度とする。

エ その他

(ア) ヒアリングの参加人数は、1者当たり3人までとする。

(イ) 説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行う。

(ウ) 提案者名及び提案者が特定できる行為（発言、社員章の着用など）を行わないこと。

(エ) 提出された企画提案書等及びプロジェクターを使用した画面投影により実施し、当日の資料配付は認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは当局が準備する。

(オ) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況次第では、オンラインでの実施に変更する等、予定と異なる方法や、制限を設けた方法で実施する可能性がある。

(3) 審査委員会の構成

審査委員会は、広島市水道局の職員11名をもって構成する。

(4) 受託候補者特定基準

「受託候補者特定基準」のとおり。

(5) 受託候補者の選定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点者（提案者の中で評価点の合計が最も高い企画提案書等を提出した者をいう。以下同じ。）を受託候補者とする。ただし、本業務を実施する目的及び内容を考慮し、最高得点者の提案内容が本局の求める最低限の水準（評価点の合計が満点の5割）に達していないと審査委員会において判断された場合は、この限りでない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、次の項目により、受託候補者を特定する。

(ア) 「1 システム開発等」の項目の評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。

(イ) 「1 システム開発等」の項目の評価点の合計が同点の場合、「2 保守・運用等」の項目の評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。

(ウ) 「1 システム開発等」及び「2 保守・運用等」の項目の評価点の合計が同点の場合、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和3年5月27日（木）予定までに、企画提案書等を提出した全ての者に書面にて通知するとともに、広島市水道局のホームページにて公表する。

(7) 審査結果に関する質問等

前記(6)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日以内（広島市の休日は含まない。）に、書面により、説明を求めることができる。

事業担当課は、その書面を受け付けた日の翌日から起算して5日以内（広島市の休日は含まない。）に、書面により回答する。

(8) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外する。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 審査終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 9 契約

(1) 随意契約の締結

受託候補者として特定された者に見積書（参考資料として見積内訳書（任意様式）を含む。）の提出を求め、これに基づいて随意契約を締結する。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定する。

(2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、「開発（「委託契約書（案）別紙 支払内訳及び履行確認工程整理表」の「区分」欄の「開発」の期間。以下同じ。）」と「保守・運用（「委託契約書（案）別紙 支払内訳及び履行確認工程整理表」の「区分」欄の「保守・運用」の期間、以下同じ。）」の2つの区分に

においてそれぞれ契約保証金を納付しなければならない。

「開発」に係る契約保証金は、契約締結日までに契約予定金額のうち「開発」に係る経費の100分の10以上の契約保証金を納付し、併せて「保守・運用」の期間開始までに「保守・運用」に係る契約保証金を納付する旨の「誓約書（保守・運用分）」（様式3-1）を提出しなければならない。

「保守・運用」に係る契約保証金は、「保守・運用」の期間開始7日前の日（当日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、当日以前において、当日に最も近い同項各号に掲げる日でない日。以下同じ。）までに、「保守・運用」に係る経費の最高支払限度額（各年度の支払限度額のうち最高額。各年度の支払限度額が同額の場合は、年額相当額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約の継続性から、「保守・運用」に係る契約保証金の納付は、「開発」に係る契約保証金を充当することができる。その場合、「保守・運用」の期間開始7日前の日までに、その旨を文書で申し出を行い、「開発」の履行確認検査終了後、充当後の残金を請求するものとする。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市水道事業管理者を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記2(4)の事業担当課に提出したとき。この場合においても、「開発」と「保守・運用」を分けて保険に加入することができる。

「開発」と「保守・運用」を分けて保険に加入する場合において、「開発」に係る履行保証保険については、「開発」に係る履行期間を保険期間とし、併せて「保守・運用」の期間開始までに「保守・運用」に係る契約保証金を納付する旨の「誓約書（保守・運用分）」（様式3-1）を提出しなければならない。

「保守・運用」に係る履行保証保険については、「保守・運用」の当初の履行保証保険（1年間又は複数年間）を提出する際に、当該履行保証保険の満了日から起算して7日前の日（当日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、当日以前において、当日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）までに、残余年度の履行期間について、これを保険期間（1年間又は複数年間）とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに最高支払限度額の100分の10以上の契約保証金を納付することの「誓約書（保守・運用の残余年度分）」

（様式3-2）を提出しなければならない。なお、当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。その後の残余年度の履行保証保険についても、同様とする。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年間の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市水道局のホームページからダウンロードできる。）を、前記2(4)の事業担当課に提出したとき。

なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市水道局のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本局による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本局において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず見積書提出後のできるだけ早い時期に、前記2(4)の事業担当課に申請すること。

## 10 その他

- (1) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合、企画提案書等は提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書等の内容については、契約書の一部とするとともに、履行検査に当たっては、仕様書に示す本業務の最低要求水準及び企画提案書等の内容を満たしていることを確認する。
- (5) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格となること及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (7) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等に関する内容は、受託候補者特定の目的以外に参加者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年3月29日条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 本プロポーザルの参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、広島市水道局契約規程その他関係法令及び本局の要綱、要領等（以下のプロポーザル関係資料等を含む。）を承知の上で参加すること。

プロポーザル関係資料等は、次のとおりである。

プロポーザル関係資料等	掲載場所
<ul style="list-style-type: none"><li>・公募型プロポーザル手続き開始の公示（写し）</li><li>・公募型プロポーザル説明書</li><li>・受託候補者特定基準</li><li>・仕様書（別紙）</li><li>・仕様書別紙1「ホームページコンテンツ管理システム機能要件確認書」</li><li>・契約書（案）及び契約約款</li><li>・公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1-1）</li><li>・申立書（応募資格確認用）（様式1-2）</li><li>・質問書（様式2）</li></ul>	広島市水道局のホームページ ( <a href="http://www.water.city.hiroshima.jp/">http://www.water.city.hiroshima.jp/</a> )のトップページ右上の「契約情報」→「発注見通し・入札公告・入札結果」に画面を展開後、ページを下方にスクロールし、広島市調達情報公開システムに掲載されないものとして「入札公告・入札結果」に表示する「令和3年度案件」のリンク先からダウンロードすること。



<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書（保守・運用分）（様式3－1）</li> <li>・誓約書（保守・運用の残余年度分）（様式3－2）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約保証金の納付等について（長期継続契約用） <ul style="list-style-type: none"> <li>※「長期継続契約」を「債務負担行為に係る契約」に読み替えること。</li> </ul> </li> <li>・契約履行実績による契約保証金の納付の免除について</li> <li>・契約保証金免除申請書</li> </ul>	<p>広島市水道局のホームページ  (<a href="http://www.water.city.hiroshima.jp/">http://www.water.city.hiroshima.jp/</a>)のトップページ右上の「契約情報」→「物品購入・業務委託関係」→「各種様式集等」からダウンロードすること。</p>